

小金井市墓地等の経営の許可等に関する条例改正について

1 墓地等の経営の許可とは

墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」と表記します。）を新たに建設する場合、墓地等の拡張、縮小等の施設の変更を行う場合、および廃止する場合、墓地等の所在地である自治体の許可が必要となります。

当該許可にかかる事務については、平成23年度までは都道府県の所管となっていました。平成24年4月1日から、権限移譲により市の所管となりました。

そのことを受け、小金井市では平成24年4月1日から「小金井市墓地等の経営の許可等に関する条例」および「小金井市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則」を制定しました。

そして、このたび当該条例および規則を、より小金井市の実態に即したものと、市民の皆様の公共の福祉に資するための一部改正を行うこととなり、市では、条例および規則の一部改正（案）を作成しました。

2 今回の改正の要点

(1) 墓地等の経営主体の要件

墓地等の経営主体となる宗教法人（寺院等）、公益社団法人、公益財団法人の要件について、現行では「小金井市内に事務所を有すること」のみとなっていますが、今回の改正で、そのことに加え、「小金井市内に事務所を有してから5年以上経ていること」を新たに要件としました。（小金井市墓地等の経営の許可等に関する条例第3条関係）

(2) 墓地および火葬場の駐車場の要件

墓地および火葬場に設ける駐車場の要件について、現行では特段の規定を設けていませんが、今回の改正で墓地については「墳墓区画数の5%以上」、火葬場については「炉数×10以上」の駐車台数の駐車場を設けることを要件としました。（小金井市墓地等の経営の許可等に関する条例第10条第1項第4号、第14条関係）

(3) 墓地の敷地内の緑地および緩衝帯の要件

墓地の敷地内に設ける緑地および緩衝帯の要件について、現行では緑地については「墓地の敷地の総面積の15%以上」、緩衝帯については特段の規定を設けていませんが、今回の改正で緑地割合については「墓地の敷地の総面積の20%以上」に引き上げ、緩衝帯については「敷地境界と墳墓を設ける区域との間に3メートル以上の距離を設けること」を新たに要件としました。（小金井市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則第14条関係）

○問 合 先 小金井市環境部環境政策課環境係
〒184-8504 小金井市本町6-6-3
(電話) 042-387-9817 (ダイヤルイン)
(ファクス) 042-383-6577
(メールアドレス) s040199@koganei-shi.jp